

令和3年 3月 2日

広島信用金庫

「未利用口座管理手数料」の新設について

広島信用金庫（理事長 武田 龍雄）では、令和3年4月1日以降に開設される普通預金口座および貯蓄預金口座を対象として、「未利用口座管理手数料」を新設しますので、下記のとおりお知らせいたします。

今後もお客さまへの一層のサービス向上に努めてまいりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 目的

長期間利用されていない口座が不正利用されることによるお客さまの被害を防止するため

2. 「未利用口座管理手数料」について

対象口座	令和3年4月1日以降に開設される普通預金口座および貯蓄預金口座
適用条件	最後のお預け入れまたは払戻し（当該口座の利息入金および未利用口座管理手数料の引落しを除く）から2年間、お預け入れまたは払戻しがない口座 ただし、以下の場合は適用対象外といたします。 ① 該当の口座の残高が1万円以上ある場合 ② お預かり金融資産（定期性預金、外貨預金、投資信託等）がある場合 ③ お借入がある場合 ④ その他当金庫が定める所定の場合 ※ お客さま番号毎に取引内容を確認いたします。
お取扱い	・対象のお客さまには、お届けのご住所に文書でご案内します。 ・ご案内を差し上げてから一定期間経過後（3カ月程度）もご利用がない場合、当該口座から本手数料を引落しします。 ・口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、残高を未利用口座管理手数料の一部とさせていただき、当該口座を自動的に解約します。
手数料	年間 1,320円（税込）

※ 手数料新設に伴う預金規定の改定については、別途ホームページでお知らせします。

以上

[お問い合わせ先] 営業統括部 営業企画課 082(245)0321